

誌上相談室

今回の
テーマ2025年度税制改正
所得税の基礎控除見直し等
ポイント解説！

当所エキスパート・バンク登録専門家
八島徳子公認会計士・
税理士事務所（青葉区五橋）
公認会計士・税理士
八島 徳子氏

最近、健康のために散歩しています。

所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、2025年12月1日に施行され、2025年分以後の所得税について適用されます。このため、2025年12月に行う年末調整など、2025年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。本記事のほか、国税庁のホームページなどを確認し、事前に内容を理解しておきましょう。

Q 基礎控除の見直しの内容について
教えてください。

A 合計所得金額に応じ、基礎控除額が引き上げられ、一律48万円だったものが、最大95万円に拡充されました。

注意点は、2025・2026年だけ期間限定で控除額が上乗せされていることです。

図1. 基礎控除額（改正された範囲）

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の 収入金額 (注3))	基礎控除額		
	改正後 (注1)		改正前
	2025・ 2026年分	2027年分 以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 (注2)		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 (注2)	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 (注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 (注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。
なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

Q 給与所得控除の見直しについて
教えてください。

A 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。注意点は、給与の収入額が190万円超の場合、給与所得控除額に改正がないことです。

図2. 給与所得控除額（改正された範囲）

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

Q 特定親族特別控除の創設について
教えてください。

A 納税者の扶養する親族が大学生相当（年齢19歳以上23歳未満）の年齢である場合に、最大63万円を所得から差し引ける制度ができました。

特定親族の合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入だけの場合は、123万円超188万円以下）が該当します。

注意点は、親族の合計所得金額が58万円以下の場合には、特定親族特別控除の対象にはなりませんが、扶養控除の対象になる点です（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です）。

Q 扶養親族等の所得要件の改正について
教えてください。

A 基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる所得要件が改正になりました。例えば、扶養親族、同一生計配偶者の所得要件について、改正前は給与収入が103万円以下でしたが、改正後は給与収入が123万円以下まで引き上げられました。

図3. 所得要件

扶養親族等の区分	所得要件(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を 一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の 対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

- (注) 1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。
2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

(※) 図1～3出典：国税庁「令和7年度税制改正による
所得税の基礎控除の見直し等について」

当所では、あらゆる経営のお悩み解決に向け、各種専門家が無料で対応いたします。お気軽にご相談ください。
図経営支援グループ(022-265-8127)

